

令和6年度ものづくり革新総合支援事業 (省エネ生産設備更新型)

エネルギー効率の向上や生産工程の省力化のために行う
生産設備の更新等を支援します！

＜対象設備の例＞

- 工作機械
- プレス機械
- プラスチック加工機械
- ダイカストマシン
- 産業用モーター
- デマンドコントローラー
- コンプレッサー
- LED照明 など

設備の購入費用や設置工事費のほか、
更新前設備の撤去や処分費用も対象です。

省力化を目的とする場合は、一定要件の下、
生産設備の新增設も対象となります。

賃金水準の向上に計画的に取り組む場合や、
省エネ診断を受診している場合は加点します。

概 要

- 補助対象 : 電力等価格高騰により経営環境に大きな影響を受けている中小企業者（製造業）
- 対象経費 : 生産工程における省エネルギー化又は省力化のために行う生産設備の購入費、工事費（撤去費、処分費も含む）
- 補助率 : 2 / 3 以内
- 補助金額 : 下限 200 万円～上限 1, 000 万円

募集期間

令和6年4月1日（月）～ 5月10日（金）

お問合せ先
申請先

秋田県産業労働部 地域産業振興課 地域産業活性化チーム
〒010-8572

秋田市山王三丁目1番1号（県庁第二庁舎3階）

TEL : 018-860-2231 FAX : 018-860-3887

E-Mail : monokaku-2@mail2.pref.akita.jp



1. 補助事業期間

- 交付決定日から令和7年2月28日まで

※ 上記の期間内に発注、納品、撤去、廃棄、支払が完了した経費が補助の対象となります。

※ 令和7年2月28日までに実績報告書を提出してください。

2. 申請要件

- 日本標準産業分類（令和5年6月改訂）の大分類において、製造業に属する事業を営んでいること。
- 県内に所在する事業拠点において取り組むこと。
- 生産工程の省エネルギー化又は省力化を図る取組であること。

3. 申請方法

- 交付申請書類と添付書類を電子申請によりご申請ください。
- 提出する書類は次のとおりです。

① 事業実施計画書（様式第2号、別添1～3）

② 収支予算書（様式第3号）

③ 直近3期分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費内訳書、製造原価報告書）

④ 現在事項全部証明書（個人事業主の場合は住民票の写し）

⑤ 経費の積算根拠となる参考見積書

⑥ 補助金の振込先となる口座情報を確認できる資料

⑦ 省エネ化や省力化の根拠等その他の必要な資料

（導入予定設備のカタログ、省エネルギー化や省力化の根拠資料 など）

4. ホームページ

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/74198>

5. 対象とならない例

- 事務スペース、休憩室、トイレ等に係る設備の更新、太陽光パネルや蓄電池に係る費用、PCBの検査や廃棄に係る費用、リース契約、自社製品の購入、パソコンなど汎用性の高いもの等

6. 手続きの流れ

交付
申請

審査

交付
決定

事業
着手

実績
報告書
提出

完了
検査

補助金
交付

5月10日
まで

6月初頭
予定

2月28日
まで

遅くとも
3月末頃